

令和2年

寒河江市農業委員会第12回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第12回総会

日時 令和2年11月25日（水）午前9時00分
会場 文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 鈴木浩之	2番 土田彦雄	3番 渡辺裕之
4番 新宮しのぶ	5番 眞木早百合	6番 奥山浩二
7番 芳賀宏	8番 大泉孝彦	9番 影沢政俊
10番 後藤孝好	11番 氏家理香	12番 菊地ひとみ
13番 猪倉通文	14番 相原稔	15番 片桐道雄
16番 山田和義	17番 菅井孝一	18番 木村三紀

事務局

事務局長 門口隆太	事務局長補佐(兼)農地係長 芳賀豊彦
総務主査 高子英晴	総務係長 菊地亮
農地係主事 安達寛人	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）農地の用途変更について

議事

- (1) 議題51号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第54号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第55号 非農地証明願の審議について

開会 午前 9時02分

木村議長 それでは、早速総会に入ります。ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催します。初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、2番・土田委員、11番・氏家委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査をお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（安達主事） はい、議長。
事務局のほうから報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長 ありがとうございました。ここで私のほうから1つ質問してよろしいですか。4ページの農地の用途変更の通知についてということで、①と②で、①の日田中向の農作業小屋の敷地等についての変更ということでもありますけれども、あれを

農作業小屋と認めていいのかどうかということで、この前もちょっと一部の委員の方から話がありましたので、ちょっと説明を求めたいと思います。

事務局（安達主事） 4 ページ目の先ほど会長からご指摘いただいた①日田中向
[REDACTED] ですけども、農作業小屋等敷地に変更ということで届出を頂いております。理由といたしましては、この土地を選定した理由としまして、自分の耕作地と一体化しており、まず農作業の効率が図られる場所、また、早朝に騒音を伴う作業となるため民家から離れている場所、また農機具が保管できる場所ということで、所有者のほうでも平成30年くらいからいろいろ場所を探しておったようで、最終的にここをいつの間にか建ててしまったというような状況の経過となっております。

ただ、またこの土地を選定した理由につきまして、自宅には今軽ワゴン車1台含んで5台の車がありまして、自宅の面積の形状からこれ以上の車庫の増築等はできないということで、今までは農作業用農機具にブルーシートをかけて保管しておったようなんですけども、それを置く場所もない。また、ブルーシートをかけたただと防犯上もよろしくないし、機械の劣化も早まるということで、どうしてもここが必要なんだということで、農振の除外の手続とこの農地法の4条1項但書きの届出について提出していただいて、農振除外して、今回その用途変更についてうちで届出を受理したという形になっております。

木村議長 届けが出たのは分かるんですけども、この場所についてはもう何年も前から、あそこに建物が建っていてとても農作業小屋とは認められないという当時の地区の農業委員の見解であったので、事後にこういった届出を出してもらって受理

するのはいかがなものかなと思ったので、ちょっと質問したところであります。これについて、何か皆さんからありませんか。相原委員、これについて、この前ちょっと話した中でどう思っているか。

相原委員

今農地法の規定を要しないというのは、本来は自分の農地に建物を建てて転用するには、農地法4条のこの総会において賛成ということが必要なんですけども、この要しない、まあ小規模な転用、200平米未満と書いてある。しかもこの自分の畑の管理に必要な建物、農作業に、というふうな規定がただし書という中に書いてあるようなんですが、その205平米というのは205ぎりぎり、未満ではないと思われまますし、あとこの場合、古い人はみんな何回も見に行っ分分かるように、電気引いてエアコンがあって、すごく別荘として使っているような形なので、今会長からあったように農作業小屋と認めるのかなという疑念もあるわけなんです。

あと、これはこういう判断の問題なんですけれども、この下の2番みたいに30平米からごく小規模な農作業小屋の場合だと、これっていうのはちゃんと基礎も打って十分な建物でも大丈夫ということなんですかね、これ。プレハブみたいなのでなくて、200平米よりはるかに小さかったら、ちゃんとした本格派の建物でも該当して大丈夫だという判断になるんでしょうか、その辺。この件とまた別になるんですけれども。

事務局（安達主事） 実際その農地に基礎を入れて小屋等を建てる場合には、その地区が農振地域であった場合には、農振の除外の手続きが必要になってくるのですが、「小さくても」の声あり）そうですね、基礎入れてもうその部分は農地として使えなくなってしまうので。ただ、仮設でプレハブのようにもう本当に基礎

にブロックだけ置いてその上に積むような形ですと、農地の復元が容易であるということで、建てられる施設の規模に応じてちょっと相談いただいて、基本的には農振除外の手続はしない場合もあります。

相原委員

そういうことなんですね。なかなかインターネットでもただし書の部分を見るといっぱい行があつてね。一言でという簡単な話ではないみたいなんです。読めば読むほど分からなくなるんですけれども。これから読んでみたいと思います。

あと、1番のどう判断するかについては会長のほうに任せて……。

木村議長

はい。では地区の担当委員の方からももう一人、では芳賀さん。

芳賀委員

私もまだ農業委員になって間もないわけですがけれども、現状の中で違反転用になっているということ自体が、まず認識しておりませんでした。それで、いろいろ情報を仕入れた中では、そこで確かに農作業をやっているのかというふうな、農作業場として使用しているのかというのが重要なのかなというふうな感じがしますがけれども、その部分で結局農作業小屋として使用をしているのかというふうな実態があるのかなというのがやはり確認の決め手になるのかなというふうに私は思うんですけれども。

事務局（安達主事）

そのほうちょっと、実際にどれくらいの頻度で農作業小屋として利用しているかどうかまで、すみません、事務局のほうで確認できておりませんので、今後経過を見て判断していきたいと思います。

木村議長

実はですね、今月の常設審議会、県の会議の中で農作業小屋の取扱いについて東根の会長のほうから話がありまして、農作業小屋を建てた、そしてその中に人が生活しているというふうな状況で、こういったものはいかがなものかということで話がありまして、県のほうに確認したら居住しても構わないんだよという話だったそうでありまして、今後農作業小屋を建てて、その中で生活しても構わないというふうな県の見解だそうでありますので、今後こういった案件についても各農業委員会、市町村のほうで話が出てくるのかなと思っておったので、この場所に関してはまずそんなことはないだろうとは思いますが、今後こういった農作業小屋とか建てる際には十分審査をした上で取り扱っていただければと思いますので、皆さん、意見どうでしょうか。では、土田委員長、どうですか。

土田委員

会長の話はもっともだと思いますけれども、やはりこの案件について、前に1回見させていただいたんですけれども、元の西根の委員のほうから明らかな違反転用だということであったわけで、我々も認識としては違反転用という形で捉えていたわけなんですけれども、こういった形で用途変更できるとなれば、これからもこういった形の事例が出てくるのが懸念されますので、今会長言ったような対応でしかるべきだと思います。

木村議長

分かりました。では、この件についてはこの辺にしまして、次に進めたいと思います。

ただいまの事務局からの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、事務局からほかにございますか。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) 特にございません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第51号から議第55号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第54号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (5) 議第55号「非農地証明願の審議について」

以上、議第51号から議第55号まで一括上程します。

木村議長 次に、議事参与の制限ですが、議第51号農地法第3条の規定による許可処分について、10番、後藤委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る11月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地

区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として非農地証明願案件1件を審査しました。

議第55号「非農地証明願の審議について」、順位11番、寒河江地区の案件です。現地は元町2丁目の土地であり、昭和56年6月18日に土地区画整理法の換地処分による換地が行われ、昭和61年7月には居宅が建築されたことが登記されていること、また、近隣住民によると昭和の頃から住宅が敷地に建築されていたとのことで、現在まで願い出人の住宅用敷地として長く利用されており、現地調査の結果願い出のとおり宅地であり、非農地と判断できる場所でした。その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時50分までとします。それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時52分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開しますけれども、先ほどの農地の用途変更の通知書についてということで事務局より報告があります。事務局。

事務局（事務局長） それではすみません、4ページにお戻りください。

農地法の規定に基づく許可を要しない農地の用途変更についてということで、日田中向地区の農作業小屋用等の敷地に変更した案件についてですけれども、これについて先ほど相原委員から指摘のありました200平米の件であります。こちらでその農振地域における農用地区域の用途変更ですね、農地から農業用施設用地に変更したというところとの整合性も含めて少し確認をするところがありましたので、今回このような形で出させていただきましたが、一度取下げをさせていただきました。事務局のほうで精査をした上で、再度皆様にお示しさせていただきたいと思っておりますので、ご理解くださいますようによろしくお願いいたします。

木村議長 ただいま事務局のほうから先ほどの農地の用途変更の通知書についての件について報告がありましたけれども、そのような報告でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、議事を再開します。

初めに、議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」、10番、後藤委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

（後藤孝好委員、退席）

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

(議案書順位52番朗読)

こちらのほう、■■■■司法書士さんの交差点を陵南中学校のほうに向かって50メートルくらい行った十字路を左折していただいて、つき当りの左側の土地になります。こちら、■■■■さんの作っているサクランボの隣地になっておりまして、こちらのほう14日の日に片桐委員、小野推進委員とともに見て回りまして、何ら問題ないというふうに見てきました。なお、地区審査でも問題ありませんでした。

(議案書順位53番朗読)

こちらの土地なんですが、その■■■■さんの交差点を平塩のほうに向かって、高瀬大橋の手前の信号のある交差点を右に曲がった左側の土地の細長い柿の植えてある土地です。隣が■■■■さんの土地、桃畑であって隣地でありますし、こちらのほうも14日の日に片桐委員、小野推進委員とともに見てまいりまして、何ら問題ないと。なお、地区審査でも問題ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

(議案書順位 4 9 番朗読)

所在のほうは、水道事業所、三泉橋のたもとにありますけれども、そこからチェリーランドのほうに向かって300メートルほど西に行った土手の下になります。面積のほうが大分少なくて、畑が、柿の木が1本植栽されております。これにつきましては、11月17日に土田農地常任委員長と斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。労働不足というふうなことと、■■■■さんのほうは、将来的には農業をするというふうなことをお聞きしておりますので、何ら問題ないだろうというようなことで、地区審査でも異議はございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

(議案書順位 5 1 番朗読)

土地所有者の■■■■氏が平成25年に亡くなったものの、相続人全員が相続を放棄したため、■■■■氏の債権者である農協が相続財産管理人として弁護士を立てたとのことでした。今回の売買は、その財産管理の一環として行われました。売買成立後は譲受人は経営規模の拡大で主に水稻を耕作する予定とのこと。場所なんです、場所は国道458号線の中郷バイパスを大江方面に向かい、ラーメン天狗山というラーメン屋さんの手前の農道を南に行ったところで、県道143号線、それは中山3号寒河江線、それに交わる一体の農振

地域であり、中郷地区の農地整備事業計画に含まれているところでもあります。先日11月16日、私と奥山委員と渡邊推進委員の3人で現地調査を行い、何ら問題なく、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

(議案書順位50番朗読)

この件につきまして、11月15日、猪倉委員、鬼海推進員と現地を確認してまいりました。現地は日和田集落の東端、東の外れの山裾にあり、譲受人の自宅の目の前に位置しております。譲渡人は以前、日和田地区に居住していましたが、市街地に転居した後は農業から離れ、草も生い茂る耕作放棄地となっていました。譲受人は、この放棄地を再生し、野菜畑として利用するとのことです。南に面し、日当たり、眺望共に抜群の畑としてよみがえるという歓迎すべき案件であり、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

事務局からご説明いたします。

順位49番から順位53番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第51号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(後藤孝好委員、入室)

木村議長

後藤委員に申し上げます。議第51号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

次に、議第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。

(議案書順位6番朗読)

場所につきましては、西根小学校の北方に位置しまして、そこに下河原の集落センターがあります。そこから東のほうに、宝のほうに向かって大体5、60メートルくらい行ったところの北側の農用地ということになっています。ここにつきましては、11月17日に土田農地常任委員長と斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。本人からの申出によりますと、来年3月末に、公務員ですけれども退職されるというふうなことで、これまでも公務員をする傍ら農業をしてきたわけですけれども、その農業の収入収益と、それから太陽光を新たに設置して営農活動と両立して太陽光発電からも安定的な収益を得ようというふうな目的で、そういうふうなことでございました。以前に、数年前から自宅の裏にも太陽光を設置しているわけですし、その中での流れということもございます。太陽光的にいいますと、なかなか珍しい案件というふうなことになるわけですけれども、懸念されるのが周辺農地との影響ということになるかと思えます。まず地権者、それから現在の耕作者につきましては、お二人、地権者1人、それから耕作者につきましては同意を得ているというふうなことでございました。設計図を見せていただきましたけれども、設計図の中では光を十分に当てるような設計が行われていて、その中で農作物を栽培するというふうなことでござい

ましたので、現時点で、現地調査の時点でのチェック項目では全て不適切なものはないというふうな状況になってございます。今回の地区審査の中でも異議なしというふうなことになってございます。この営農型の太陽光発電の設備につきましては、3年ごとに見直しをするということですので、この3年後にどういうふうになっているかというふうなところでまた審議を願いたいというふうなことになっておりますので、以上報告いたします。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位6番になりますけれども、営農型太陽光発電設備用地の転用申請になっております。営農型太陽光発電とは農地に支柱を立てまして、さらに農地の上部空間に太陽光発電設備を設置するものでありまして、営農を適切に継続しながら、発電と農業を両立させるものであります。この方法による場合には、支柱の部分につきまして転用許可が必要になりますが、一時転用として扱われております。申請地は農用地区域にあります農用地と判断いたします。農用地区域は原則転用が認められておりませんが、一時転用による仮設工作物の設置などであって、利用の目的を達成する上で農地に設置をすることが必要な場合に認められています。営農型太陽光発電設備は平成30年5月15日付、30農振第78号(農林水産省)農村振興局長通知のうち、一時転用許可において一時転用許可の対象として可否を判断するものと示されていることからこれに該当するものとされること、申請農地には代替

性がないことから、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えております。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまです。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第52号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

(議案書順位 39 番朗読)

こちらのほう、■■■■司法書士さんの交差点のところの向かいの■■■■さんの手前に、この■■■■さんの住宅があります。その手前の農地になります。こちらのほうに来客用の駐車場をつくるということでありまして、周りは住宅でありますし、何ら問題ないというふうに地区審査、現地調査でも見てまいりました。

(議案書順位 40 番朗読)

こちらのほう、先ほど3条の案件の■■■■■■■■■■さんの土地の手前の土地になります。

(議案書順位 41 番朗読)

こちらの土地なんですが、山岸の市役所の裏の通りになります。こちらのほう、■■■■さんの自宅は市役所の裏の通りからすごく狭い道を行ったところの土地であって、車などは入れないような土地でありまして、車を止めるには仕方ないというふうに、必要な土地なんだろうというふうに見て、現地調査、また地区審査でも異議ございませんでした。

こちらの3件共に11月14日、片桐委員、小野推進委員とともに見てまいりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位39番は、来客駐車場用敷地と併せての居住用地の拡張のための申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

順位40番は、宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は、全て都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地であっても通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地でありまして、例外として宅地分譲も認められておりますことから、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

順位41番は、駐車場用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書

の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第53号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第54号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。3番、渡辺です。

(議案書朗読)

15ページの集計表をご覧ください。

属地集計では西根地区となるためこの集計表は西根と記載されておりますが、別の集計では寒河江となりますので、寒河江地区からの報告となります。西根地区、3筆、畑、0.25ヘクタール、計0.25ヘクタール。いずれも中核農家認定農業者であり、地区審査では異議ございませんでした。以上です。

木村議長 続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。

相原委員 はい、議長。14番、相原です。

(議案書朗読)

続いて15ページの集計表をご覧ください。

ナンバー6、地区名高松、筆数1筆、畑0.04ヘクタール。借受者は非常に意欲のある方で、地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第54号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第54号は原案のとおり決定いたしました。（「議長」の声あり）はい、どうぞ。

事務局（事務局長） すみません、修正お願いします。

先ほど、相原委員に読み上げいただきました集計表につきまして、高松、これ4,000平米なので0.4ヘクタールの誤りでございました。誠に申し訳ありません。その結果、合計としまして0.65ヘクタールという形になりますので修正をさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ありません。

木村議長 はい、いいですか。今事務局から報告あったとおりであります。

全員賛成でありますので、議第54号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第55号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。3番、渡辺です。

（議案書順位11番朗読）

こちらのほう、11月19日、事前審査会の中で、地区担当委員、地区の利用推進委員とともに見てまいりまして、こちらのほう問題ないというふうになっておりました。隣の駐車場のほうが宅地であって、住宅のほうが農地であったということでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

この案件につきましては特にございませぬ。

以上であります。

木村議長

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第55号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第55号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時28分

令和2年11月25日

第12回総会 議長 木村 三紀.....

議事録署名委員 2番委員 土田 彦雄.....

議事録署名委員 11番委員 氏家 理香.....